

市有財産への飲料自動販売機の設置に係る質問書に対する回答

No.	項目 (ページ数等)	質問内容	回 答
1	「市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領」P.4 4(2)(オ)	市税の納税証明書につきまして、①法人市民税、②固定資産税の証明書は、弊社神奈川県内における主要事業所の属する1区書類だけでよろしいでしょうか。	市税に滞納がないことを確認するための書類ですので、本市で課税されている区全ての納税証明書を提出してください。
2	「市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領」P.8 入札要領 第3条	委任状、受任者の住所については、居住地になりますでしょうか。または、所属勤務地になりますでしょうか。	委任者及び受任者が法人の場合には法人の所在、個人の場合には個人の住所を記入してください。
3	「公有財産賃貸借契約書(標準契約書)」P.1 第6条	貸付料につきましては、自動販売機における販売飲料価格は内税であり、軽減税率適用(8%)となり、お支払いする貸付料、支払いにつきましては外税という認識でよろしいでしょうか。	<p>貸付料は、設置された飲料自動販売機の販売実績から、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除いた額に、落札歩合率を乗じ、さらに、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とします。</p> <p>契約締結後、借受人は次の流れで貸付料を納付する予定です。</p> <p>① 借受人から報告を受けた販売実績（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含まない）をもとに、本市が貸付料を算定する。</p> <p>② 本市は①で算定した貸付料について、6か月ごとに納入通知書（金額は消費税及び地方消費税相当額を含む）を発行する。</p> <p>③ 借受人は②の納入通知書にて、貸付料を本市が定める期日までに納付する。</p>